

令和5年度水道関係予算（案）について

令和4年12月
医薬・生活衛生局水道課

（単位：百万円）

区 分	令和4年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算（案）額 (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B-A)	対前年度 比率(%) (B/A)
水道施設整備費等	[78, 916] 39, 373	[76, 778] 37, 800	△1, 573	96. 0
水道施設整備費補助	[19, 361] 16, 848	[19, 462] 16, 949	101	100. 6
指導監督事務費等	88	87	△1	98. 9
災害復旧費	[899] 356	[2, 284] 356	0	100. 0
耐震化等交付金	[58, 291] 21, 804	[54, 691] 20, 154	△1, 650	92. 4
東日本大震災 災害復旧費	277	254	△23	91. 7
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む） を除いた場合	[77, 740] 38, 740	[74, 240] 37, 190	△1, 550	96. 0

注1) 厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2) 令和4年度予算額欄の上段 [] 書きは、令和3年度補正予算額を含んだ額。

注3) 令和5年度予算額欄の上段 [] 書きは、令和4年度補正予算額を含んだ額。

○ 強靱・安全・持続可能な水道の構築

372億円（387億円）

※他府省計上分を含む

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化や水道事業の広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、IoT・新技術を活用した事業の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現のための施設整備などを支援し、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するための基盤強化を図る。

（主な事業）

水道施設整備費補助

170億円（169億円）

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備のほか、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

基幹管路、浄水施設及び配水施設等の耐震化や水道事業の広域化等に加えて、IoT・新技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現のための施設整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2，4/10，1/3，1/4

【参考】令和4年度補正予算

- 水道施設の耐災害性強化等 371億円
※他省計上分含む
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路（基幹管路）の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。
- 水道施設の災害復旧に対する支援 19.3億円
令和4年8月豪雨等の災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や応急施設の設置に要する事業費の一部について、財政支援を行う。
- 水道分野サプライチェーン等調査検討経費 16百万円
経済安全保障推進法に基づく、「重要物資の安定的な供給の確保」と「基幹インフラ役務の安定的な供給の確保」の2つの制度について、水道分野における調査検討等を行う。

東日本大震災復興特別会計

- 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧に対する支援（復興庁一括計上） 2.5億円（2.8億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画に基づき令和5年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉，2/3，1/2

エネルギー対策特別会計

- 「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうちの「上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業」（環境省補助事業） 59億円の内数（55億円の内数）

上下水道（工業用水施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援し、上下水道施設における脱炭素化の取組を促進し、CO2削減目標達成に貢献する。

【参考情報】

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）
（（一社）静岡県環境資源協会）

<http://www.siz-kankyoku.jp/2022CO2.html>

令和5年度水道関係予算（案）の概要

医薬・生活衛生局水道課

(単位：千円)

事 項	令和4年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 (案) (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 比率(%) (B/A)
1 水道安全対策費等	[96,052] 96,052	[109,980] 94,132	△ 1,920	98.0%
(項) 厚生労本省共通費 厚生科学審議会（生活環境水道部会）	996	1,454	458	146.0%
(項) 水道安全対策費	77,849	[91,286] 75,438	△ 2,411	96.9%
1.日米環境保護協力協定費	1,101	1,101	0	100.0%
2.水道行政強化拡充費	4,990	4,983	△ 7	99.9%
3.水質管理等強化対策費	26,040	26,079	39	100.1%
4.給水装置等対策費	6,401	6,431	30	100.5%
5.新水道ビジョン推進事業費	36,557	36,844	287	100.8%
(1)水道インフラシステム輸出拡大推進事業	16,119	16,254	135	100.8%
(2)官民連携等基盤強化支援事業費	11,060	11,160	100	100.9%
(3)水道の基盤強化方策推進費	5,066	5,085	19	100.4%
(4)水道施設強靱化推進事業費	4,312	4,345	33	100.8%
6.災害時初動対応支援体制強化事業費	2,760	0	△ 2,760	0.0%
7.サプライチェーン等調査検討経費	0	[15,848] 0	0	-
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,089	10,748	△ 1,341	88.9%
1.水道地図情報提供システム	6,600	5,280	△ 1,320	80.0%
2.給水装置工事主任技術者国家試験費	5,489	5,468	△ 21	99.6%
(項) 国際機関活動推進費 国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	5,118	6,492	1,374	126.8%
2 施設整備費等	[78,916,000] 39,373,000	[76,778,000] 37,800,000	△ 1,573,000	96.0%
1.水道施設整備事業調査費	30,000	30,000	0	100.0%
2.水道施設整備費補助	[19,415,000] 16,902,000	[19,515,000] 17,002,000	100,000	100.6%
(1)水道施設整備費補助	[19,361,084] 16,848,084	[19,462,365] 16,949,365	101,281	100.6%
(2)指導監督事務費補助	53,916	52,635	△ 1,281	97.6%
3.北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	1,000	1,000	0	100.0%
4.水道施設整備事業調査諸費	3,000	3,000	0	100.0%
5.水道施設災害復旧事業費	[899,000] 356,000	[2,284,000] 356,000	0	100.0%
6.生活基盤施設耐震化等交付金	[58,291,000] 21,804,000	[54,691,000] 20,154,000	△ 1,650,000	92.4%
7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】	277,000	254,000	△ 23,000	91.7%
<参考> 災害復旧事業費を除く施設整備費等（1～4.及び6.の計）	[77,740,000] 38,740,000	[74,240,000] 37,190,000	△ 1,550,000	96.0%
水道関係予算合計	[79,012,052] 39,469,052	[76,887,980] 37,894,132	△ 1,574,920	96.0%

【令和5年度予算額（案）（災害復旧事業費を除く施設整備費等）府省別計上内訳】※単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

<厚生労働省> 246億円

<内閣府> 沖縄：28億円

<国土交通省> 北海道：28億円、離島・奄美：14億円、水資源機構：57億円

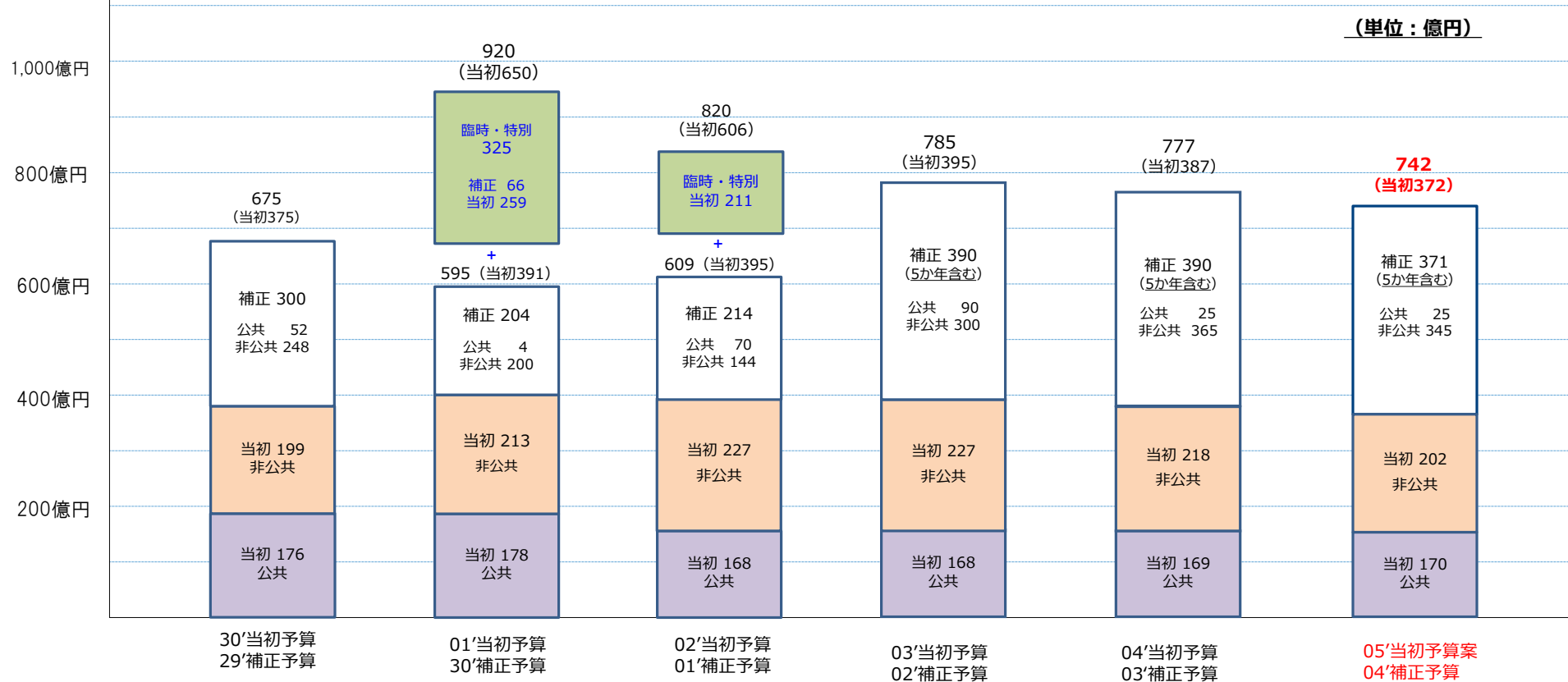
注1：「2. 施設整備費等」については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

注2：令和4年度予算額の上段 [] 書きは、令和3年度補正予算額を含めた額

注3：令和5年度予算額の上段 [] 書きは、令和4年度補正予算額を含めた額

水道施設整備費等 年度別推移（平成30年度予算～令和5年度予算案）

公 共 : 水道施設整備費補助金・・・簡易水道やダム等の施設の整備事業に対する財政支援
非 公 共 : 生活基盤施設耐震化等交付金・・・水道施設の耐震化や水道事業の広域化に資する施設整備事業等に対する財政支援



(注1) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。

(注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(注3) 前年度補正予算と一体的に執行しているため、当該年度当初予算と合わせて表記している。

(注4) 指導監督事務費、水道施設整備事業調査費、水道施設整備事業調査諸費及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額を含む。

水道施設整備費の国庫補助に関する制度改正案（令和5年度）

1. 水道管路耐震化等推進事業（交付金）

管路の複線化に対する補助対象事業の新設

大規模地震による災害等に備え、水の供給のバックアップ体制を確保するため、災害等で破損した際に広範囲に影響を与えることとなる河川を横断する導水管及び送水管の複線化事業について、新たに補助対象とする。

2. 高度浄水施設等整備費、生活基盤近代化事業（補助金・交付金）

PFOS、PFOAによる水道水源の汚染に対処するための補助制度の拡充

通常の浄水処理（凝集・沈殿・ろ過）では除去できないPFOS、PFOA（※）を除去するための粒状活性炭処理施設等の高度浄水処理施設の導入や代替水源施設の整備を新たに補助対象とする。

※近年、有害性や蓄積性が明らかになってきたため、製造、使用等が制限されている有機フッ素化合物の一種

3. 官民連携等基盤強化推進事業（交付金）

コンセッション（公共施設等運営権）方式を含めたPFI導入支援のための補助制度の改正

令和5年度までの時限事業を令和10年度まで延長するとともに、コンセッション方式を含めたPFIを導入するための調査、検討及び計画作成等に要する費用について、5千万円を上限に定額補助とする。

4. その他（補助金・交付金）

離島振興対策実施地域等における上水道事業者が実施する施設整備に対する補助制度の拡充

離島振興対策実施地域及び奄美群島においては、厳しい地理的条件の下にあるため、他の地域と比べて事業費が大きくなることを踏まえ、上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業について、補助率を1/2に引き上げる。

注） 標題に記載している「補助金」は水道施設整備費補助金、「交付金」は生活基盤施設耐震化等交付金を示す。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた
次の感染症危機に備えるための対応の具体策（抜粋）

令和4年9月2日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

次の感染症危機に備え、感染の初期段階から効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の方向性について、本年6月に政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」として決定した。

上記決定に基づく司令塔機能強化及び保健・医療提供体制に係る具体的対応を以下のとおりとする。今後、更に内容等の詳細を検討し、法律案を順次国会に提出する。

1. 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施

3. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(1) 感染症対策部の設置

(2) 感染症等に関する新たな専門家組織の創設

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、濁水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。

令和5年度 工業用水道関連予算案について

令和5年3月1日

地域産業基盤整備課

工業用水道事業法（制定：昭和33年4月25日、最終改正：令和4年6月17日）

（国の援助）

第20条

国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。



工業用水道事業費補助金交付要綱（制定：平成25年2月26日、最終改正：令和4年1月21日）

（目的）

第2条

工業用水道事業費補助金は、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う工業用水道の整備を支援することにより、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって地盤沈下を防止するとともに産業基盤整備を促進し、その地域における工業の健全な発展に寄与することを目的とする。



貯水施設



【ダム】

川の水や、雨の水、わき水など、自然の水を溜めておくところ

取水施設



【取水堰】

河川から用水を引き入れるため、川をせき止める形で設置された堰



【沈砂池】

河川から用水を引き入れる場合、土砂を沈殿させるため取水口の近くに設ける人工池

導水施設



【導水トンネル】

【導水管】は、川から取り入れられた水を浄水場まで運ぶために使われている管

浄水施設



【浄水場】

浄水場では、【薬注設備】【沈殿池】【管理施設】等により水を浄化する

受水企業



【製鉄所等】

冷却水等の工場の用に供する水が供給される

配水施設



【配水管】

配水池から、配水管を通して各工場へ送水する



【配水池】

浄水場・ポンプ場で事故が起こっても直ちに断水することがないように水をためておくところ

送水施設



【送水ポンプ】

配水池に【送水管】を通して水を送る施設

工業用水道事業関連予算総括表



(単位：百万円)

項目	令和3年度 補正予算額	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度 予算案額
工業用水道事業費 [経済産業省 計上分]	1,272	2,025	1,450	2,006
水資源開発事業費 [国土交通省 計上分]	0	138	13	157
合計	1,272	2,163	1,463	2,163

令和4年度補正予算額 **15 億円**

事業の内容

事業目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラです。

近年頻発化・激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、災害による被災箇所の早期復旧を行なうことで、工業用水の安定供給を確保することを目的とします。

事業概要

工業用水道事業者等が実施する工業用水道施設を整備する費用の一部を補助することとし、以下の取組を行います。

- (1)防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、工業用水道施設に関する耐災害性強化対策を講じるための費用を補助します。
- (2)災害により被災した工業用水道の復旧に要する費用の補助等を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



例：管路の耐震補強

浸水対策



例：施設のかき上げ

停電対策



例：自家発電機の整備

成果目標

耐震化については工業用水道施設の基幹管路の耐震化適合率を令和7年度末までに60%以上、浸水対策及び停電対策についてはBCP等と連携した対策実施率を令和7年度末までに100%達成するという目標の実現のため、工業用水道施設の強靱化を加速化させます。

今年度被災した工業用水道施設の災害復旧等を行います。

令和5年度予算案額 **20 億円** (20 億円)

事業の内容

事業目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラです。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増しています。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）を図るとともに、デジタル技術等、広域化等、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的とします。

事業概要

激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援します。

また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



例：管路の点検補修

浸水対策



例：擁壁のかさ上げ

停電対策



例：自家用発電機の整備

成果目標

更新・耐震化等の取組を進める工業用水道事業者を増やすことで、基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%以上を目指します。

令和4年度調査により具体化した、デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的な推進に向けた事業モデルについて、令和7年度までに3件程度の導入事例創出を目指します。



- 工業用水道政策小委員会での議論を受け、令和5年度から新たに「デジタル技術等、PPP／PFI事業の導入」を工業用水道事業費の補助対象に追加予定。

交付要綱改正案

（デジタル技術等、PPP／PFI事業の導入の補助メニューを追加）

対象事業区分	補助採択基準（案）
<p>強靱化事業 （デジタル技術等、PPP／PFI事業の導入）</p>	<p>以下の（１）①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、（２）①または②のどちらかに該当し、一定の費用対効果が見込める事業を対象とする。（（２）②に該当する事業のうち、民間活用により（１）①及び②の計画を策定予定であるものを含む。）</p> <p>（１）</p> <ul style="list-style-type: none">①アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（BCP） <p>（２）工業用水道事業の効率化等に資するものであって、次のいずれかに該当すること（他の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業（下水道及び農業用水道）との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none">①デジタル技術等を導入し、業務の効率化を図る事業②PPP／PFI事業の導入に向けた調査及び計画作成等に関する事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



環境省



【令和5年度予算（案） 5,894 百万円（5,900百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
- (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択

※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加算

※令和4年度より工業用水道事業も対象。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)



上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再生エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再生エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



令和5年度下水道関係予算等について

令和5年3月

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官 若公 崇敏

本日の説明内容

1. 下水道に関する課題と政策
2. 令和4年度下水道予算のポイント

1. 下水道に関する課題と政策

「流域治水」と下水道の浸水対策

- 河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の考え方にに基づき、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、次の対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

- 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

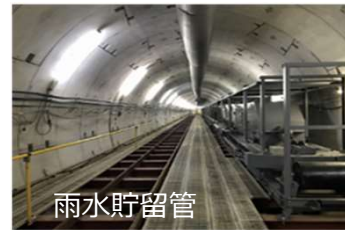


「流域治水」のイメージ

流域治水関連法（R3.5）—下水道関係の改正内容の概要—

氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨（計画降雨）を事業計画に位置づけ、施設整備の目標を明確化し、**雨水貯留管等の整備を加速**。

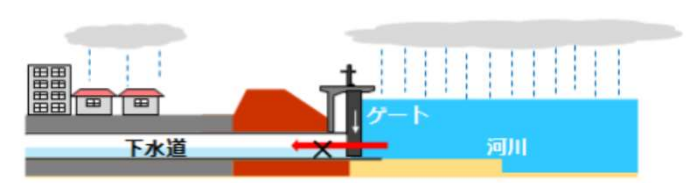


- ② 下水道における樋門等の開閉に係る操作ルール策定を義務づけ、河川等から**市街地への逆流を確実に防止**。

<樋門の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



- ③ 民間の施設整備に係る認定制度により**民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進**。

被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を拡大し、**リスク情報の空白域を解消**。

【KPI】最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数
105団体（R3年度）→約800団体（R7年度）

下水道施設の耐水化の推進

- 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するための措置が必要。
- 施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、令和3年度までに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、施設浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、災害時における必要な下水道機能を早急に確保できるよう要請したところ。（策定が必要な団体の約7割で策定済）
- 耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。
- 水害時における下水処理場等の耐水化率については、第5次社会資本整備重点計画において、令和8年度の目標値を100%に設定している。

下水道施設の耐水化方法

主要設備の上階への移設



耐水扉の設置



止水壁の設置



地震対策の推進

- 東日本大震災、平成28年熊本地震、北海道胆振東部地震などにおいて、管路の破損や液状化に伴うマンホール浮上、下水処理場の被災による機能停止等の被害が発生。
- 下水道施設の耐震化率は重要な管渠で55% 処理場で40%と一層の推進が必要。(令和3年度末)
- 南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、ハード・ソフト両面から地震対策を推進。

地震による下水道施設の被災状況

下水管被災による道路陥没



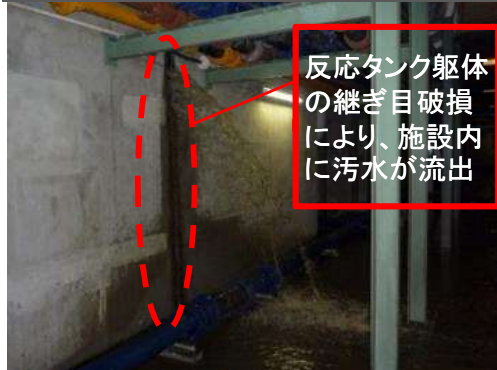
熊本県熊本市(平成28年熊本地震)

液状化によるマンホールの浮上



千葉県浦安市(東日本大震災)

地震による下水処理場の被害①



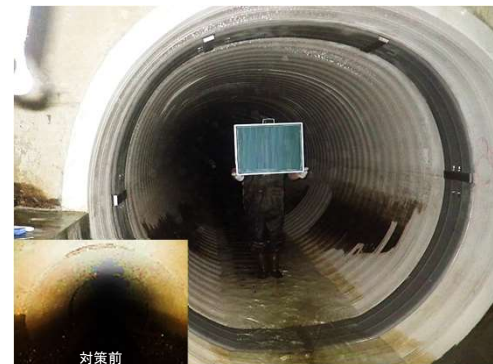
熊本県益城町(平成28年熊本地震)

地震による下水処理場の被害②



北海道むかわ町(北海道胆振東部地震)

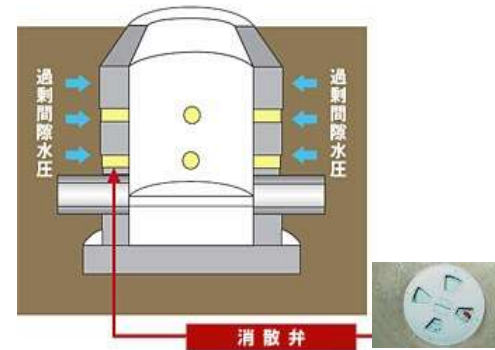
下水道の地震対策



管更生による管きよの耐震対策



処理場・ポンプ場の躯体補強



地震時の水圧の消散による浮上防止対策



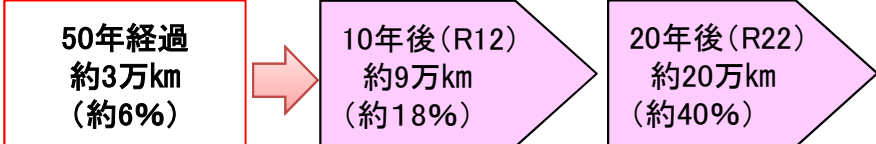
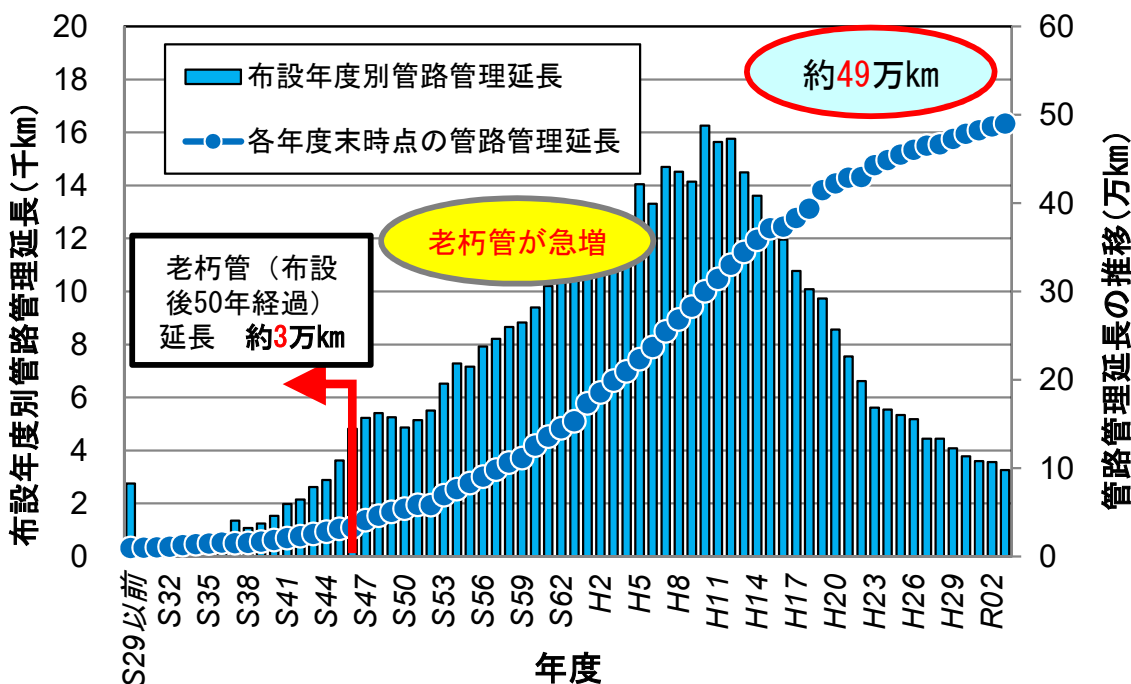
マンホールトイレ

老朽化対策の推進

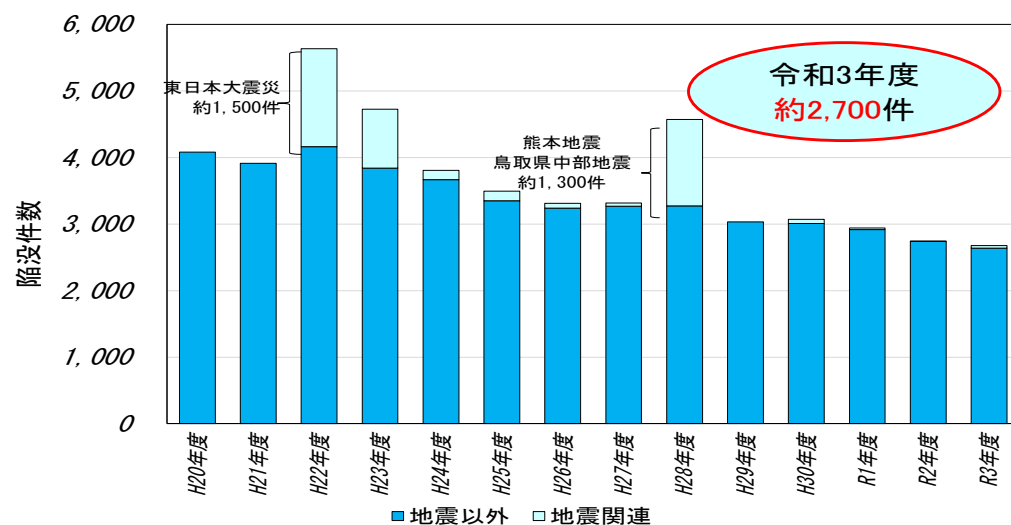
- 下水道整備の進展に伴い、全国の管路延長は約49万km、処理場約2,200箇所と膨大なストックを抱えている。
- このうち管路施設の標準的な耐用年数である50年を経過した管路延長は約3万km(約6%)あり、10年後には約9万km(約18%)、20年後には約20万km(約40%)となり、今後耐用年数を超過する下水道ストックが増えることから、**老朽化対策に係るコストは増加する見込み。**
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理を行うため、計画を策定するためのガイドライン等の技術支援とともに、下水道ストックマネジメント支援制度による財政的支援を実施。

下水道管路の老朽化の状況

管路施設の年度別管理延長 (令和3年度末)



下水道管路に起因した道路陥没件数 (令和3年度末)



下水道管の腐食に起因する道路陥没



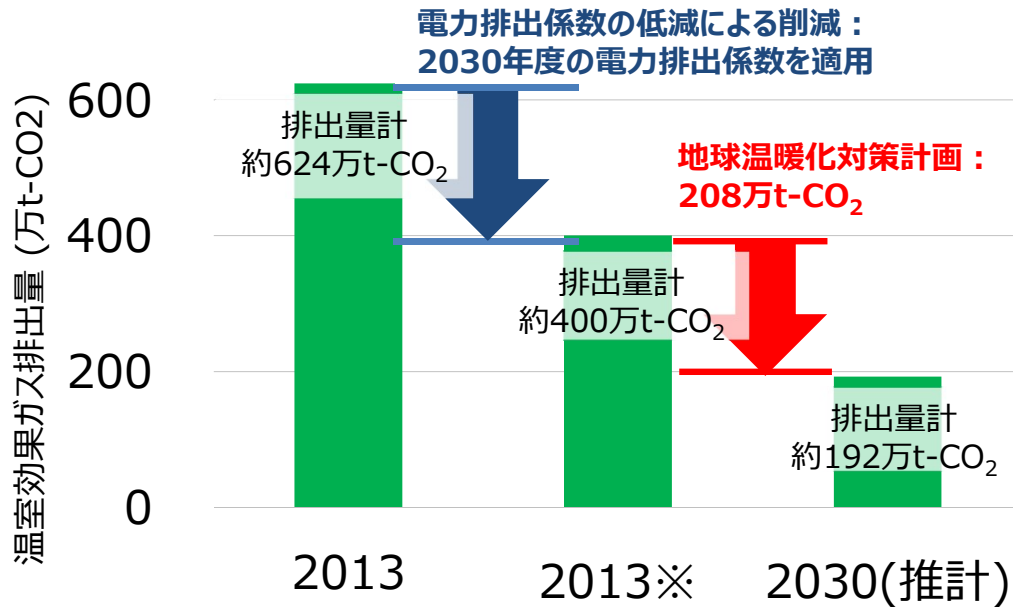
計画的な修繕・改築 (管路の更生工法)



下水道における脱炭素化の推進

- 下水道では、下水処理の過程で多くのエネルギーを使用しており、年間約600万t-CO₂の温室効果ガスを排出。
- 地球温暖化対策計画(R3閣議決定)において、下水道における省エネ・創エネ対策の推進、下水汚泥焼却の高度化等により、2030年度までに208万t-CO₂の削減(対2013年度比)を見込む。

■ 下水道からの温室効果ガス排出量



注：排出量は創エネによる削減分も含む

※2030年度の電力排出係数（見込み）を適用した場合

■ 地球温暖化対策計画(R3閣議決定)における目標

① 下水汚泥のエネルギー化(創エネ)

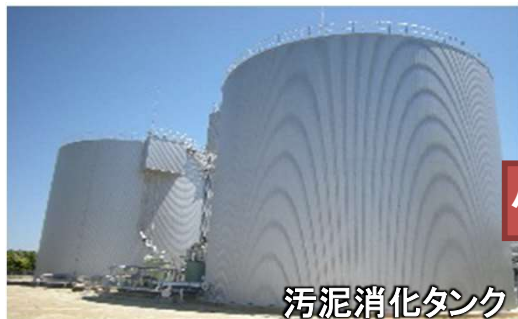
- 目標:** 約70万t-CO₂を削減
- 消化ガス利用施設、固形燃料化施設の着実な導入
 - 地域バイオマスの受入れや廃棄物処理施設等との連携によるエネルギー利用量の増加

② 汚泥焼却の高度化

- 目標:** 約78万t-CO₂を削減
- N₂O排出抑制型の焼却炉への更新
 - 焼却を伴わない汚泥処理方法（固形燃料化等）への変更
 - 高温焼却（850℃以上）の100%実施

③ 省エネの促進

- 目標:** 約60万t-CO₂を削減
- 電力・燃料消費を年率約2%削減
 - 省エネ診断等による電力・エネルギー消費等を踏まえた機器更新や運転管理の効率化



バイオガス



令和4年度 カーボンニュートラル地域モデル処理場計画

- カーボンニュートラルの実現に向けて、下水処理場にて創エネ・省エネまたは再エネに関する技術の導入を行う事業について定めた計画を「カーボンニュートラル地域モデル処理場」として登録
- 計画に位置付けられた取組は、重点的な財政支援などにより、ショーケースとして広く普及展開することで、下水道全体の脱炭素化を図る。

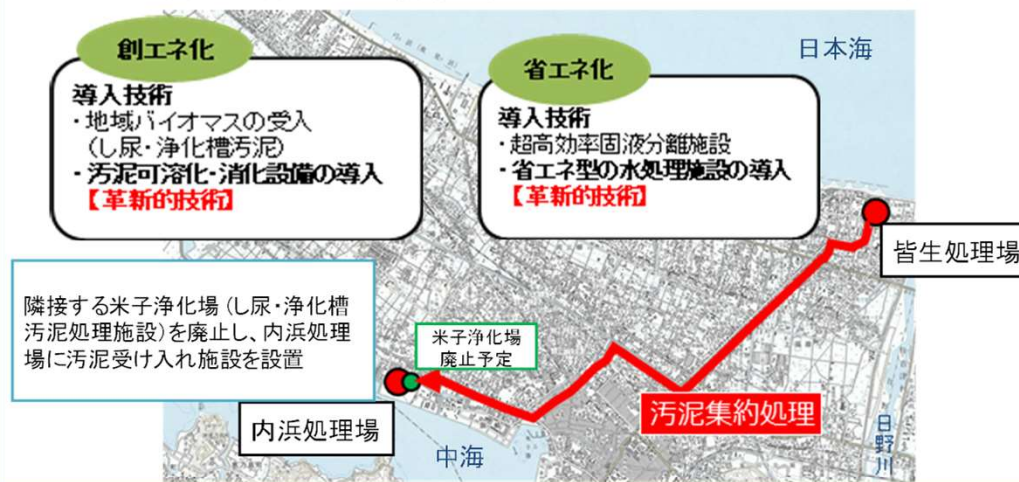
富山市 浜黒崎浄化センター

汚泥処理工程から発生する消化ガスや下水汚泥を発電燃料として活用し、カーボンニュートラルを推進



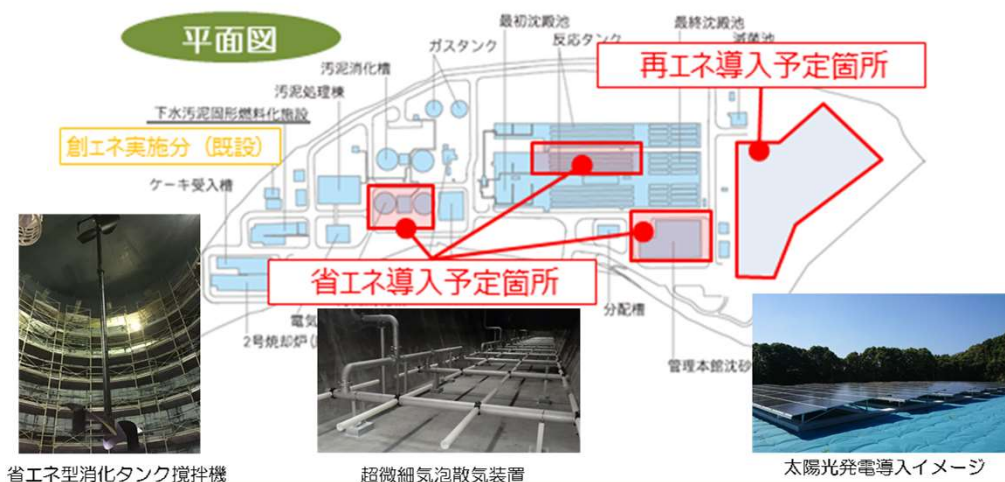
米子市 皆生処理場

省エネ技術や創エネ技術の導入、し尿等の受入れによるエネルギー回収を増加させ脱炭素化及び広域化・共同化を図る



熊本市 南部浄化センター

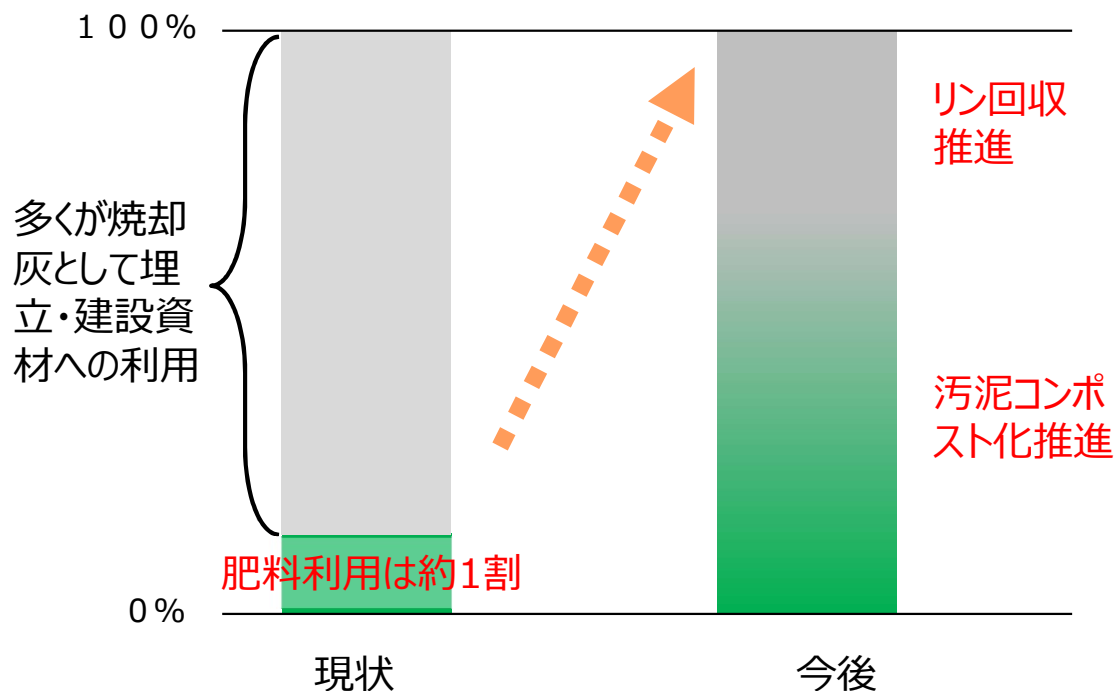
省エネ技術の導入や再エネ設備(太陽光発電導入)の導入等により、カーボンニュートラルを推進



下水汚泥資源の肥料利用促進の方向性

- 持続可能な食料システムの確立に向け、下水汚泥資源を肥料として活用することは、輸入依存度の高い肥料原料の価格が高騰する中で、大変有意義
- 下水汚泥の多くがこれまで焼却されており、現在の肥料利用は約1割にとどまっている
- 今後、肥料の国産化と肥料価格の抑制につなげるべく、農林水産省と緊密に連携し、肥料利用を大幅に拡大する

【下水汚泥の肥料利用の状況】



【リン回収（神戸市）】



【汚泥コンポスト（佐賀市）】



下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性

取組の方向性

肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

目標

2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%へ（令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱決定）

自治体（下水道事業者（下水道部局））

○安全安心かつ肥料製造業者や農業者のニーズに応じた品質の肥料原料の供給に取り組む。

- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料利用の検討・生産体制の確保
- ◆ 適切な重金属モニタリング、成分分析による安全・安心な汚泥資源の供給
- ◆ 定期的な検査状況等の情報公開など下水汚泥資源の透明性の向上
- ◆ 自治体の農政部局との連携

自治体（農政部局）

○地域特性に応じて、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に取り組む。

- ◆ 農業者・JA等との連携による、地域や下水道の特性、肥料需要に応じた取組の推進
- ◆ 自治体の下水道部局との連携

消費者の理解促進

国

○関係者の取組支援、ネットワーク化等により下水汚泥資源を活用した肥料の需要・供給拡大に取り組む。

- ◆ 農業者や肥料製造業者が安心して活用できる下水汚泥資源の供給の促進
- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料に対する農業者・消費者への理解促進・PR手法の工夫
- ◆ 下水道事業者、肥料製造業者、農業者のマッチングによる流通経路の確保
- ◆ 試験栽培、栽培指導等による営農技術の確立と普及促進
- ◆ 肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
- ◆ リン回収の採算性向上や生産量の確保に向けた技術開発

農業者・JA等

○地域特性に応じて、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に取り組む。

- ◆ 自治体等との連携による、地域や下水道の特性、肥料需要に応じた取組の推進

肥料製造業者（メーカー）

○安全性・品質が確保された下水汚泥資源を原料として、農業者のニーズに応じた肥料の製造に取り組む。

- ◆ 農業者が使いやすい肥料の実用化
- ◆ 肥料製造設備の整備

広域化・共同化の推進

- 持続可能な污水処理事業の運営に向けて、令和4年度までの**広域化・共同化に関する具体的な目標を設定**。
 - ・目標① 污水処理施設の統廃合※について450箇所を取組実施
 - ・目標② 全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定
- **広域化・共同化の事例集や計画策定マニュアルを策定し、都道府県等の検討を支援**。
- 目標①については、令和3年度末で**479箇所実施**(工事完了381箇所、工事実施中98箇所)。
- 目標②については、令和4年12月時点で**13都府県が計画を策定**、残る道府県で令和4年度中に策定予定。

※下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

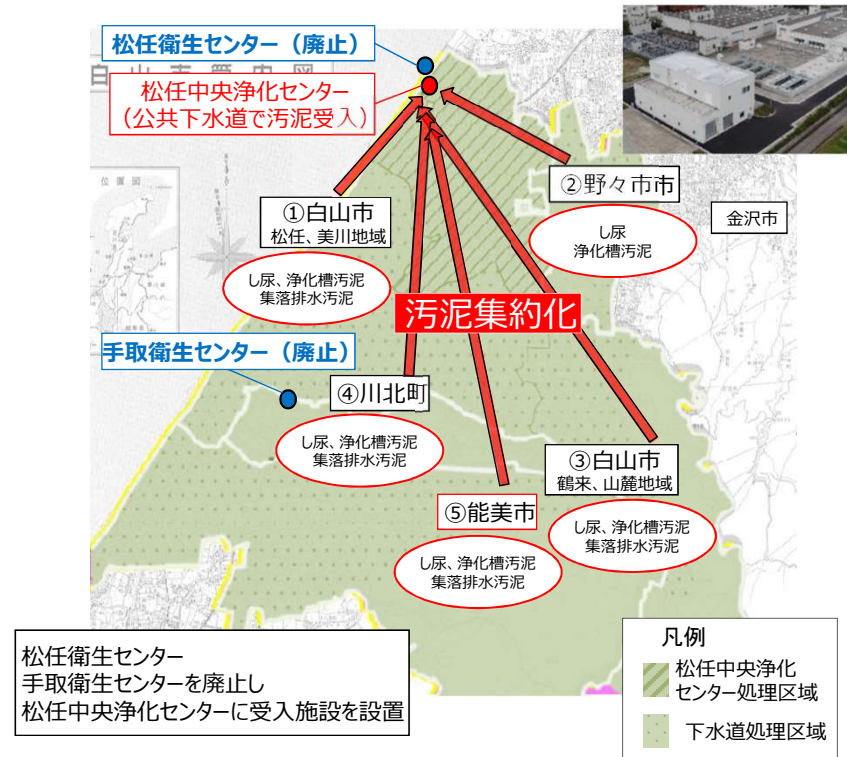
八王子市における事例

- 老朽化した東京都八王子市・北野下水処理場から流域下水道幹線に接続管きよを施工し、東京都・流域下水道八王子水再生センターで全量の水処理を実施後、北野下水処理場を廃止(令和3年1月編入)



白山市における事例

- 石川県白山市では、**3市1町のし尿・浄化槽・集落排水汚泥を白山市松任中央浄化センターで集約処理**(令和4年4月供用開始)



PPP/PFI(官民連携)の推進

- 下水道事業を巡る厳しい経営状況や執行体制の脆弱化の中で持続可能な事業運営を図るため、民間企業のノウハウや特長を生かしたPPP/PFI手法の導入を推進
- PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年度改訂版)に基づき、下水道分野ではコンセッション方式の活用を目指し、令和8年度までに新たに6件の具体化を目標として、以下の施策等に取り組む

下水道事業におけるPPP/PFIの実施状況

- 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み
- 包括的民間委託は処理施設で552施設、管路で49契約導入されており、近年増加中
- PFI(コンセッション)
 - 浜松市(H30.4~)・須崎市(R2.4~)・宮城県(R4.4~):導入済み(3件)
 - 三浦市:実施契約締結済み(R4.12)
- PFI(従来型)は12契約、DBO方式は33契約導入済み

下水道事業におけるコンセッション導入の例

宮城県 (令和4年4月事業開始)

対象事業:水道用水供給事業(2事業)
工業用水道事業(3事業)
流域下水道事業(4事業)

の運転維持管理・改築等

(管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く)

事業期間:20年間

VFM:約10.2%(9事業合計)

※20年間で約337億円の削減見込み
(総事業費3,314億円 → 2,977億円)

運営権対価:10億円(9事業合計)



PPP/PFIに関する国土交通省の取組

各種ガイドライン等の整備

- 令和4年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を改正
- 令和4年度中に「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択ガイドライン」の改正を検討

コンセッション導入に前向きな団体への財政的支援

- 案件形成やスキームの検討・調査等を支援

首長等へのトップセールス

自治体や民間とのPPP/PFI検討会の開催

- 平成27年10月に設置
31回開催し、315の地方公共団体が参画
- 平成29年7月に当該検討会に民間セクター分科会を設置
5回開催し、18の民間企業が参画

社会資本整備総合交付金の要件化・インセンティブ

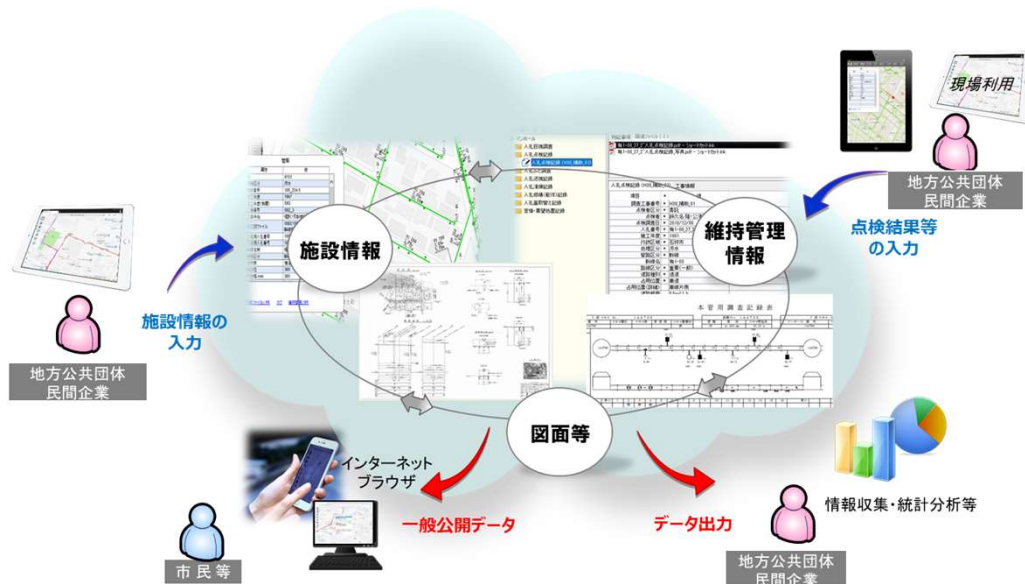
- 令和5年度から、下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択すること等を要件とする予定
- 令和5年度から、コンセッション事業に含まれる下水道施設の整備・改築事業について、社会資本整備総合交付金等の重点配分項目として支援する予定

管路施設に係る台帳電子化推進に向けた取組

- 下水道管路施設の施設情報や維持管理情報を、効率的な改築・維持管理に活用する「マネジメントサイクル」を実現するため、地方公共団体に対して台帳電子化を推進するよう事務連絡を発出するなど、各種情報の電子化※1を促進
- 令和4年度より「下水道情報デジタル化支援事業」を創設し、施設情報や維持管理情報をデジタル化するための費用※2を支援(対象:公共下水道等全ての管路施設、補助率:1/2、期間:令和8年度まで)
- また、技術的支援の1つとして、令和5年度中の運用開始を目指し、「下水道共通プラットフォーム」((公社)日本下水道協会)を構築中

※1:第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、「管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合」(令和3年度末:38%)を令和7年度に100%にすることを目標としている。

※2:令和9年度以降、改築に際しての交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理していることを交付要件としている。



下水道共通プラットフォーム<対象:管路施設>
(クラウド型運用によるデータ管理やGIS等の機能を提供)

●令和元年度

データ項目の整理

維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けたガイドラインの策定
<国土交通省・国土技術政策総合研究所>

●令和2年度

データ形式の標準化

下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引きの改定
<(公社)日本下水道協会>

●令和3年度

必要な機能・サービス、データ受渡のルールの検討

下水道共通プラットフォームあり方検討会の設置
<(公社)日本下水道協会>

下水道共通プラットフォーム構築に向けたモデル実証
<国土交通省>

●令和4年度

システムの構築等<(公社)日本下水道協会>

水環境管理の推進

- 環境基準の改正を受け、**放流水質基準の大腸菌数への変更**を検討
- 豊かな海の再生や生物多様性の保全に向けて、水質環境基準の達成・維持を前提として、地域のニーズに応じて季節ごとに運転を管理する**能動的運転管理**の取組を支援
- 合流式下水道における雨天時の未処理下水の放流による水質悪化を防ぐため、**合流式下水道の改善**を推進
- 公共用水域の水質保全のため、既存施設を活用した**段階的な高度処理**の導入等を推進

■放流水質基準の大腸菌数への変更検討

令和3年10月 水質汚濁に係る環境基準の改正について告示(環境省)
環境基準のうち大腸菌群数を大腸菌数へ見直し(R4.4 施行)

全国処理場における大腸菌群数及び大腸菌数の調査を踏まえ、「放流水の水質の技術上の基準」を大腸菌数に改正する際の、数値基準及び測定方法を整理

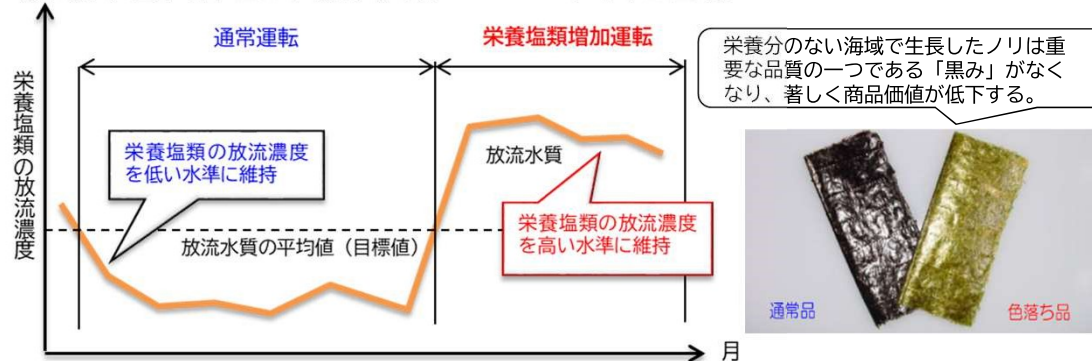


青色コロニー:大腸菌
赤色+青色コロニー:大腸菌群

令和4年度は、下水道における水系水質リスク検討会を開催し、環境省との調整を含む数値基準を検討

■下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的運転管理

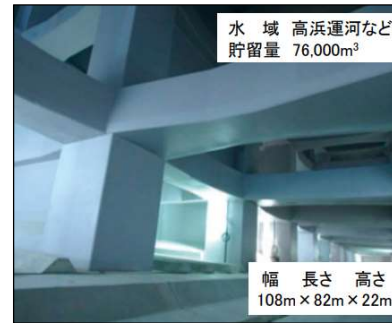
能動的運転管理を実施・試行している下水処理場:47箇所(R3年度末)



令和3年から有識者委員会を開催し、能動的運転管理を実施する際に留意すべき事項をとりまとめたガイドラインを策定・公表予定(R4年度末)

■合流式下水道の改善の推進

・下水道法施行令に基づく改善対策の推進:約90% (R3年度末)



貯留池による下水流出抑制(東京都)



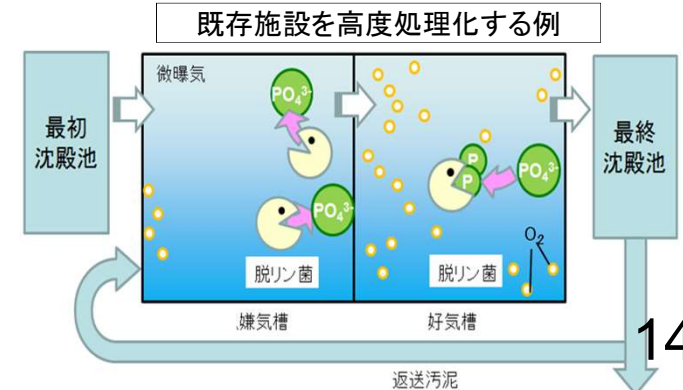
貯留管による下水流出抑制(川崎市)

令和4年度に有識者委員会を設置し、下水道法施行令に基づく改善対策の総合的な評価と今後の合流式下水道の対策の在り方等を検討予定

■既存ストックを活用した段階的な高度処理の推進

・高度処理実施率:約60%(令和3年度末)

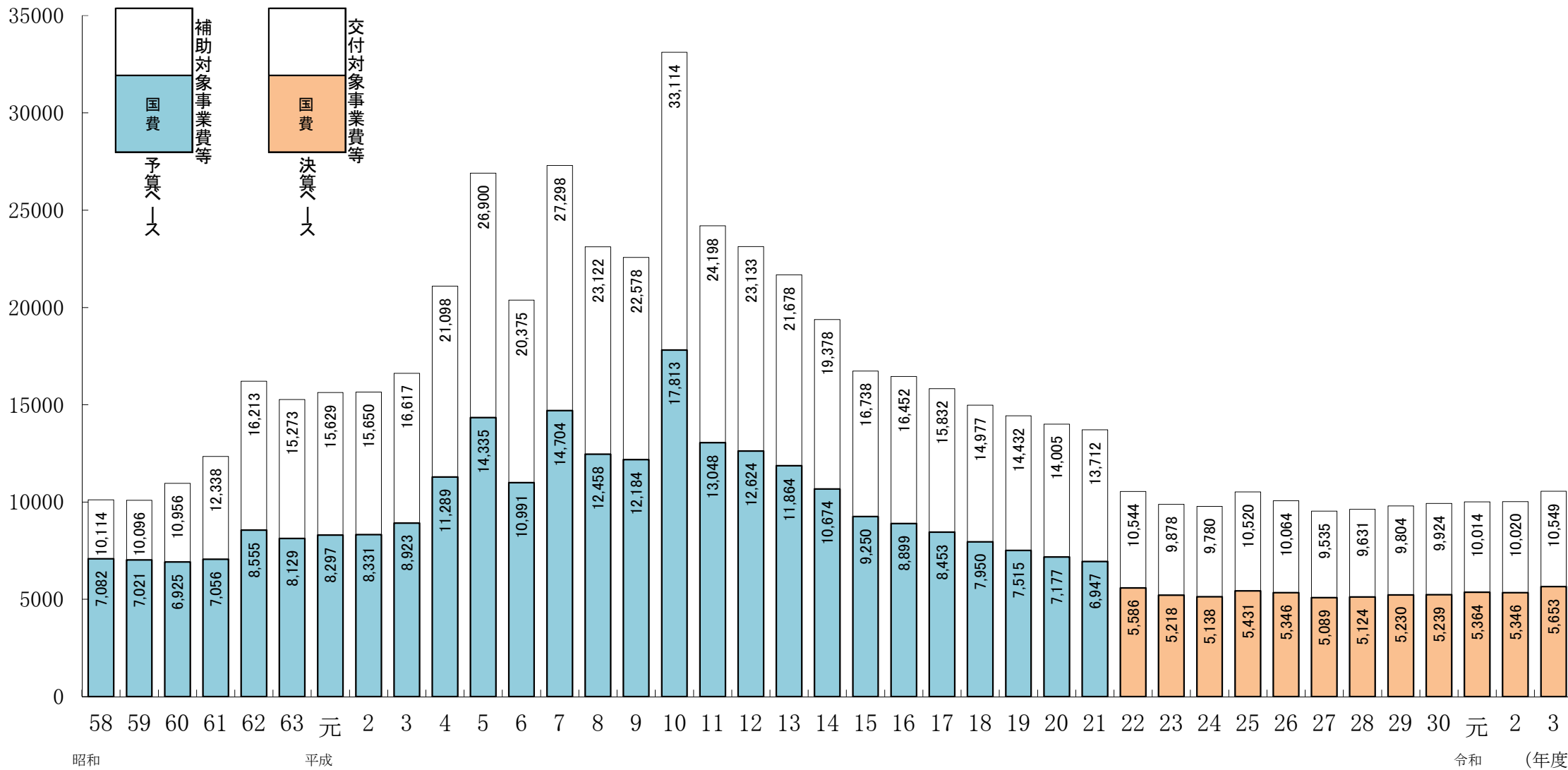
反応槽内の一部を微曝気することで、隔壁無しでもリン除去が可能。



2. 令和5年度下水道予算のポイント

下水道事業予算額等の推移

(単位: 億円)



- (注) 1. 平成17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（旧・汚水処理施設整備交付金）の実績額を含む。
 2. 平成21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。
 3. 平成22年度に、社会資本整備総合交付金が創設される。平成22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。
 4. 平成24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。
 5. 地方単独事業も含めた令和2年度の下水道事業全体の事業費：1兆6,018億円（出典：総務省 地方公営企業年鑑）

令和5年度国土交通省関係予算概要

事 項	令 和 5 年 度		前 年 度
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	
治 山 治 水	884,019	1.00	880,636
道 路 整 備	1,671,083	1.00	1,665,986
港 湾 空 港 鉄 道 等	397,584	1.00	398,783
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,657	1.00	729,932
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	109,681	1.18	93,330
下 水 道	77,295	1.26	61,359
国 営 公 園 等	32,386	1.01	31,971
社 会 資 本 総 合 整 備	1,380,489	0.99	1,397,301
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	549,190	0.94	581,731
防 災 ・ 安 全 交 付 金	831,299	1.02	815,570
小 計	5,173,513	1.00	5,165,968
推 進 費 等	19,542	0.78	25,177
一 般 公 共 事 業 計	5,193,055	1.00	5,191,145
災 害 復 旧 等	57,191	1.01	56,900
公 共 事 業 関 係 計	5,250,246	1.00	5,248,045
そ の 他 施 設	46,714	1.09	43,024
行 政 経 費	574,390	1.03	559,739
合 計	5,871,350	1.00	5,850,808

1. 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について下水道事業に係る費用はこの内数。

2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として32,444百万円がある。

3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)40,087百万円がある。

国費(単位:百万円)

令和5年度下水道関係予算の規模・内訳

- 事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を推進するため、浸水対策事業に関する個別補助金(下水道防災事業費補助)を大幅に増額(+140億円)
- カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道事業費補助のメニューの一つとして令和4年度に創設された「下水道脱炭素化推進事業」を引き続き推進するため、同補助を大幅に増額(+19億円)
- B-DASH事業等の実施する下水道事業調査費については、前年度と同額を確保

国費(単位:百万円)

区分	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	対前年度 倍率
下水道防災事業費補助 ・大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する浸水対策事業への支援等	66,451	52,448	1.27
下水道事業費補助 ・温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した事業、日本下水道事業団による代行事業への支援等	7,101	5,165	1.37
下水道事業調査費等 ・国が自ら行う技術実証事業等	3,743	3,746	1.00
合計	77,295	61,359	1.26

下水道総合地震対策事業の延伸・拡充

R5新規事項
(交付金)

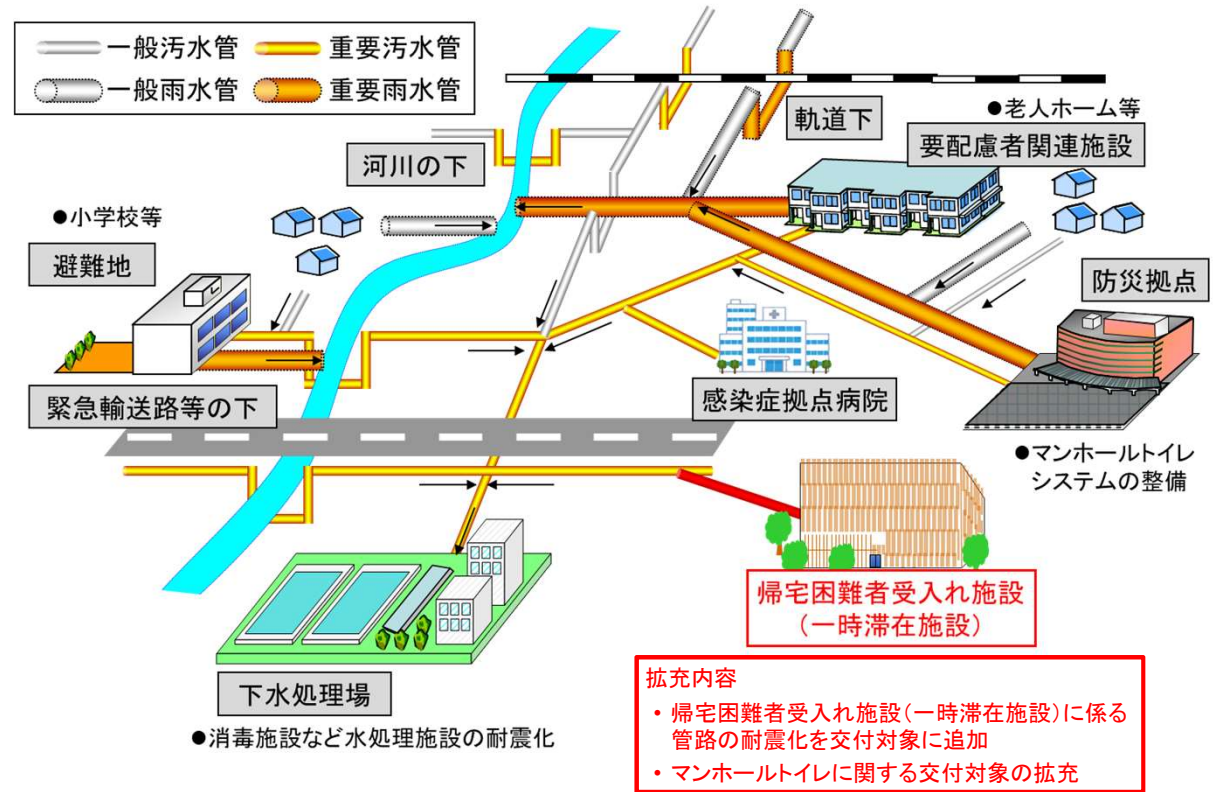
- 下水道総合地震対策事業(令和4年度まで)を5年間延伸すると共に、交付対象を追加する拡充を行い、ハード・ソフト一体的な地震対策を更に推進

背景

- 国土強靱化に向けて、広範囲に整備された下水道施設の地震対策を推進するには継続的な支援が必要
- 大規模地震発生時においても、公衆衛生の確保や浸水の防除、トイレ使用の確保等を図るために、下水道の最低限の機能確保が重要

概要

- 下水道総合地震対策事業の延伸(令和5年度から5年間)
- 帰宅困難者受入れ施設(一時滞在施設)に係る下水管路の耐震化を交付対象に追加
- マンホールトイレに関する交付対象の拡充(対象施設数の上限撤廃、対象施設の敷地面積の要件緩和等)



下水道総合地震対策事業の拡充イメージ



マンホールトイレ

下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

R5新規事項
(交付金)

- 流域治水の本格実践に向けて、下水道浸水被害軽減総合事業を拡充し、特定都市河川流域における雨水貯留浸透対策をさらに推進

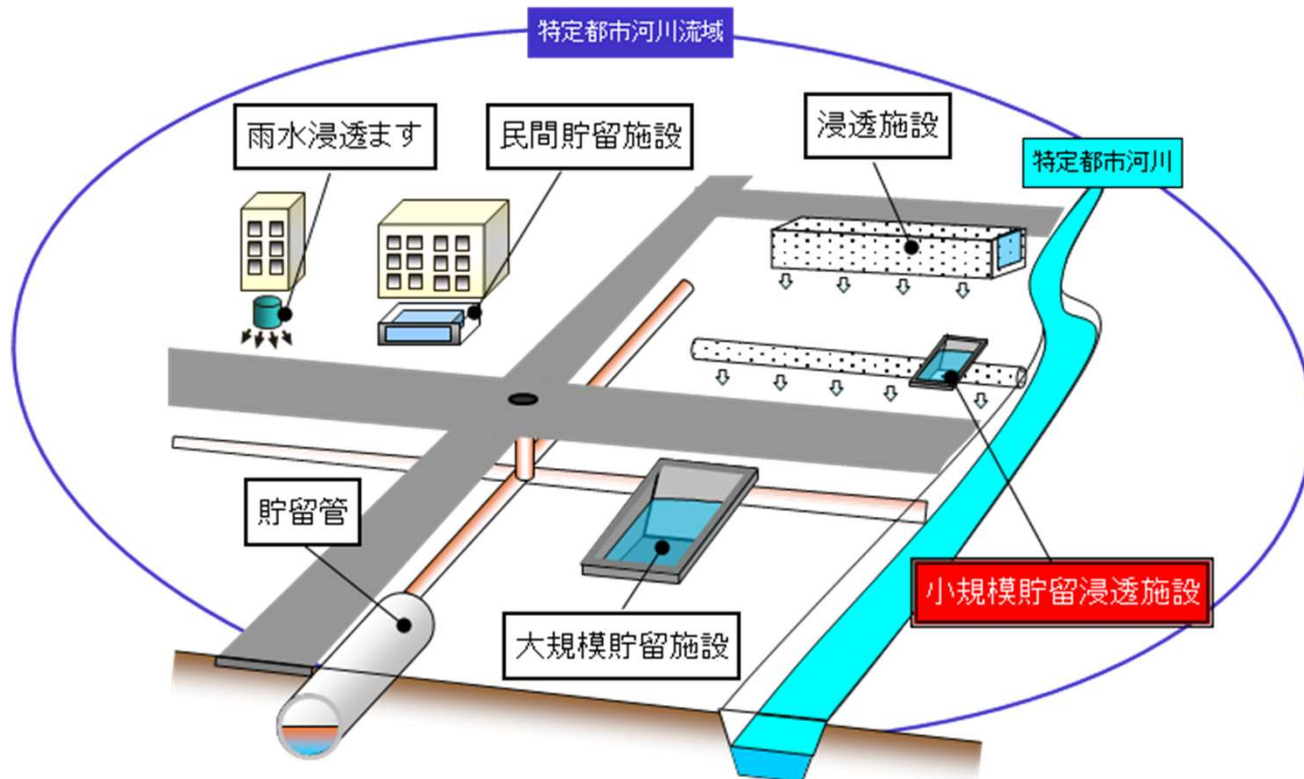
背景

- 気候変動による降雨量の増大により全国各地で内水被害が発生
- 特定都市河川流域では、河川整備のみによる浸水被害防止が困難なことから、従来の排水ポンプ等による排水を中心とした対策に加え、雨水貯留浸透施設のさらなる整備による流出抑制対策が必要

概要

- 下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアの要件に特定都市河川流域を追加(下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実)
- 加えて、特定都市河川における下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象となる施設規模要件を緩和

- 下水道浸水被害軽減総合事業の交付対象
- 上記のうち、拡充する交付対象



拡充内容

- 特定都市河川流域に指定された地区を対象要件に追加
- 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の交付対象を拡大(下水道排除面積によらず事業の対象とする)

下水道広域的災害対応支援事業の創設

R5新規事項
(個別補助金)

- 大規模災害による被災時に、下水処理機能の早期確保の観点から、広域的な災害支援体制を強化するための「下水道広域的災害対応支援事業」を創設

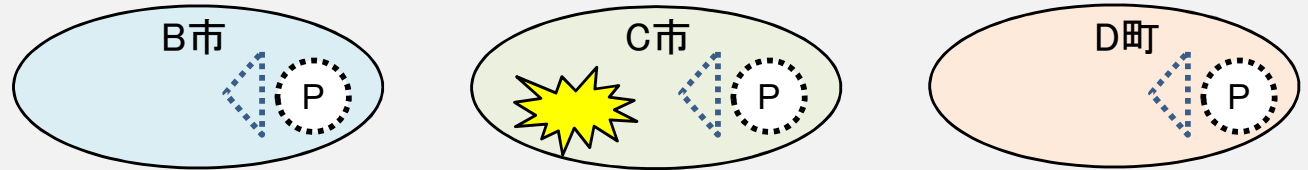
背景

- 全国の技術職員が減少傾向にあり、財政状況も厳しい中、大規模災害に対してより広範囲に施設被害が発生した際、地方公共団体が単独で対応することは困難
- 下水道施設の早期復旧のために必要となる下水道特有の施設・設備を、各地方公共団体が独自に準備するのは負担が大きい

概要

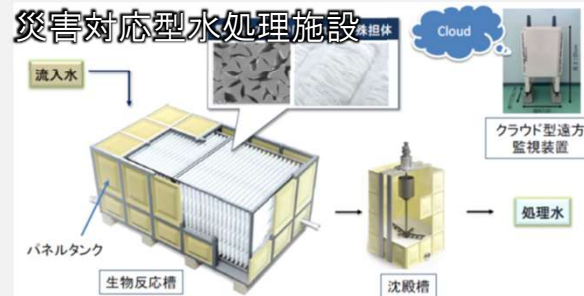
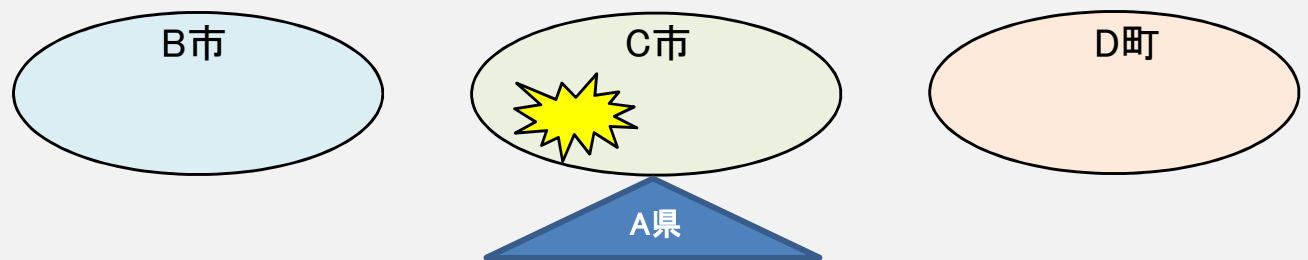
- 大規模災害時の地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした、下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援するための「下水道広域的災害対応支援事業」を創設
(補助率:1/2)

現状



各市町が個別に備えるのは負担大 ▶ 事前の施設整備・設備の配備は困難

下水道広域的災害対応支援事業による支援イメージ



広域的な支援を目的に、都道府県等が下水処理機能の確保に必要な施設整備・設備の配備を予め行い、被災した地方公共団体を支援

- 地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画の策定等に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討や調査等を支援

背景

- 地球温暖化対策計画の達成、カーボンニュートラル実現のためには計画的な対策推進が不可欠であるが、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画においても下水道施策が位置づけられている自治体は一部に留まっている
- 中小自治体等においては、新たな調査や計画策定の実施は負担となり、効率的な対策が進まないおそれがある。
- 現状の処理方法、GHG排出状況を把握し、運転方法の変更などの対策を講じることにより、効率的にGHGを削減することが可能

概要

- 下水道温室効果ガス削減推進事業を創設し、
 - 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な調査・検討
 - 温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置設置を支援 (補助率: 1/2)

地方公共団体実施計画の策定に必要な調査検討

- 目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施

目標・取組の例: 2030年までに下水道からのGHG排出量を〇〇〇〇〇t-CO₂削減 等



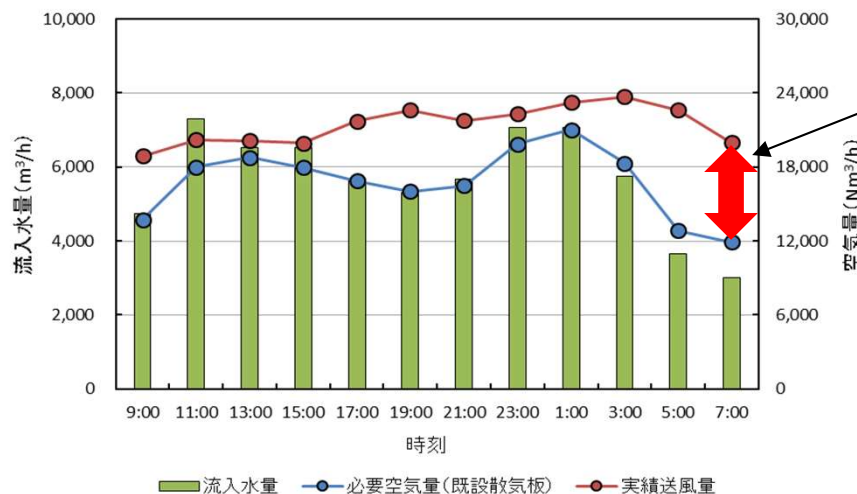
汚泥消化施設の導入によるバイオガス発電
(〇〇〇〇t-CO₂削減)



超微細散気装置導入による省エネ化
(〇〇〇t-CO₂削減)

GHG削減に必要な運転方法の変更等のための計測機器・制御装置設置

- 水質や消費電力量等のデータ把握による運転方法変更により、効率的に温室効果ガスを削減



下水処理に必要な空気量は水量だけでなく、水質等によって決まるため、詳細な水質データに応じた運転により送風量の削減が可能

社会資本整備総合交付金 重点配分項目の見直し(R5年度～)

現行の重点配分項目

- ① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業
(汚水処理施設整備が概成していない団体に限る)
- ② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

(注) 公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る)

- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために追加的に必要となる下水道事業
 - 南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
 - 下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
 - 下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)

- ③ 温室効果ガス削減効果の高い省エネ事業
 - 従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築

重点配分項目の見直し(R5年度～)

赤字下線部: 変更箇所

- ① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業
(汚水処理施設整備が概成していない団体に限る)
- ② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー~~利用~~・**肥料**利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

③ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

(注) 公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る)

- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために追加的に必要となる下水道事業
 - 南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
 - 下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
 - 下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)

- ③ 温室効果ガス削減効果の高い**省エネ脱炭素化**事業
 - 従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築

● **「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業**

④ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

令和4年度 第2次補正予算の概要(下水道関係部分抜粋)

(令和4年12月2日成立)

I 物価高騰・賃上げへの取組

2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

○下水汚泥の肥料利用の推進(社会資本整備総合交付金等、下水道事業調査費) 国費 2,979百万円

喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、肥料の国産化・安定供給を図るべく、地方公共団体による下水汚泥のコンポスト化施設整備や肥料利用促進のための案件形成を支援するとともに、汚泥処理プロセスからのリン回収に関する実証事業を行う。

III 新しい資本主義の加速

2. 成長分野における大胆な投資の促進

○インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進(下水道事業費補助) 国費 2,021百万円

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、洋上風力発電のための基地港湾の整備等によるカーボンニュートラルポートの形成や、下水道事業者による創エネ施設の導入の支援、物流効率化を図る取組や物流施設における再エネ関連施設の一体的な整備支援、まちづくりにおける再エネ施設の導入支援等を実施。

IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靱化の推進

○気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進(下水道防災事業費補助) 国費 3,057百万円

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を一層加速化するとともに、本年に発生した大雨等による浸水被害等を踏まえ、新たに取組む必要が生じた対策も推進。

○地域における防災・減災、国土強靱化の推進(防災・安全交付金等) 国費 302,503百万円の内数

地域における防災・減災、国土強靱化を推進するため、地方公共団体の取組について重点的な支援を実施。

- ・ 流域治水対策
- ・ 道路、都市公園、下水道施設等の老朽化対策 等

(令和4年度補正予算)下水汚泥の肥料利用の促進

(国費 2,979百万円)

- 喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、肥料の国産化・安定供給を図るべく、地方公共団体による下水汚泥のコンポスト化施設整備や肥料利用促進のための案件形成を支援するとともに、汚泥処理プロセスからのリン回収に関する実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(国費 465百万円)

- 地方公共団体による下水処理場内への汚泥コンポスト化施設等の整備を支援

下水道事業調査費(国費 2,514百万円)

- 肥料利用を促進するための大規模案件形成

汚泥の肥料利用を新たに検討または拡大を目指す自治体に対して、農水省と連携し、汚泥肥料の重金属等成分・効果の検証や汚泥肥料の流通経路の確保等に向けたマッチングなどの大規模案件形成を実施

- 汚泥処理プロセスからのリン回収に関する実証事業

地方公共団体の下水道施設において、国が主体となって、リン回収に関する実規模レベルの施設を設置し、技術開発・普及を推進

汚泥コンポスト化



汚泥コンポスト化施設

リン回収



リン回収施設

水道整備・管理行政の国土交通省への移管を踏まえた取組みについて

- 令和4年9月2日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、次の感染症危機に備えるための対応の方向性の1つとして、水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管（令和6年度の移行目標）が決定されたところ。
- 国土交通省としては、本決定に基づき、厚生労働省や環境省と連携しながら、移管に向けた準備を進めていく。また、水道整備・管理行政の移管を待つことなく、国土交通省の知見と現場力も活用し、水道事業における災害対応能力の強化等の取組みを推進していく。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（水道関係抜粋）

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。